

愛知県個人情報保護審議会答申の概要

答申第 175 号（諮問第 180 号）

件名：別紙の行政文書等の不開示決定に関する件

1 開示請求

令和元年 10 月 25 日

2 原処分

令和元年 12 月 17 日（不開示決定）

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）は、審査請求人に係る別記に掲げる保有個人情報（以下「本件請求対象保有個人情報」という。）のうち、①別紙の行政文書（文書番号 16 及び 17 を除く）については、既に複数回開示済みである保有個人情報を求めているとして不開示とし、②①以外のもので、私が苦情・意見・要望をした文書及び処理経過・結果がわかる文書については、補正を求めたにもかかわらず補正されないとして不開示とした。

3 審査請求

令和元年 12 月 24 日

原処分の取り消しを求める。

4 諮問

令和 2 年 4 月 3 日

5 審議会の結論

処分庁が、本件請求対象保有個人情報の自己情報開示請求について不開示としたことは、結論において妥当である。

6 審議会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号）は、第 1 条に規定されているとおり、実施機関の保有する個人情報の開示を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審議会は、自己に関する保有個人情報の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、審査請求人及び実施機関のそれぞれの主張を踏まえ、以下判断するものである。

(2) 本件開示請求の内容について

ア 本件開示請求書の「開示請求をする保有個人情報の内容」欄には「①別紙の行政文書（文書番号 16 及び 17 を除く）」（以下「請求内容 1」という。）と「②①以

外のもので、私が苦情・意見・要望をした文書及び処理経過・結果がわかる文書」（以下「請求内容 2」という。）が記載されていた。そして請求内容 2 の下に「母親の交通死亡事故に関するもの 平成 29 年 1 月以降に作成したものに限り A 署で保管のもの」と記載されていたが、その記載が請求内容 2 のみに係るのか、それとも、請求内容 1 及び請求内容 2 に係るのかは、開示請求書の記載からは明らかではなかった。

当審議会において本件開示請求の受付時の状況について処分庁に確認したところ、請求内容 2 は漠然とした内容となっており、対象となる文書を特定することができないと判断し、審査請求人に対し請求内容 2 の内容をより具体的なものとなるよう補正を求めた結果、審査請求人は請求内容 2 の下に「母親の交通死亡事故に関するもの 平成 29 年 1 月以降に作成したものに限り A 署で保管のもの」と追記したとのことである。そのため、処分庁は追記した部分が請求内容 2 のみに係るとしている。

一方、当審議会において審査請求人から提出された反論書の記載を確認する趣旨で審査請求人の意見を聴取したところ、本件開示請求書に記載の「母親の交通死亡事故に関するもの 平成 29 年 1 月以降に作成したものに限り A 署で保管のもの」という追記部分は、請求内容 1 及び請求内容 2 のいずれにも係る趣旨で記載したものであると述べた。

その結果、本件開示請求の内容についての処分庁の認識と審査請求人の認識が異なっている。

イ 処分庁は、請求内容 1 について、「開示請求のあった保有個人情報、その全てが開示請求人により過去に複数回なされた自己情報開示請求に基づいて開示請求者に対し、すでに開示済みであり、現在も今回の請求によることなく警察署で開示を受けることができる」ことを理由に不開示決定している。また、請求内容 2 について、保有個人情報を特定するための十分な記載がなく、保有個人情報を特定できないことから補正を求めたが、補正に応じなかったことから不開示決定している。

一方、当審議会において本件開示請求の請求内容について審査請求人の意見を聴取したところ、過去に開示を受けた保有個人情報について再度の請求をするものではなく、すでに開示された保有個人情報に付け加わった部分があればその部分を見たいという趣旨であり、重複した請求ではないと述べた。

(3) 不開示決定の妥当性について

ア 自己情報開示請求をする者は、請求内容を特定するに足りる事項を開示請求書に記載しなければならない。このことは、開示請求を受けた実施機関が開示対象文書を探索して特定し、決定するための不可欠の前提となることから、開示請求書には、開示を求める保有個人情報と開示を求めている保有個人情報を識別できる程度に記載をすることが必要というべきである。

本件自己情報開示請求書の記載からは、「平成 29 年 1 月以降に作成したものに
限る」という記載が請求内容 1 に係るかどうかが明らかではない。

また、当審議会が審査請求人から意見聴取したところ、前記(2)イで述べたとお
り、すでに開示された保有個人情報に付け加わった部分があればその部分を見たい
という趣旨であると述べたが、本件開示請求書には「すでに開示決定又は一部
開示決定されたものを除く」あるいは「すでに開示されたものを除く」といった
記載はなく、審査請求人から意見聴取したとおりの内容が開示請求書に記載され
ているとはいえない。

よって、本件自己情報開示請求書の記載からは、開示請求の内容が明らかであ
るとはいえず、それ自体として、客観的に見て、当該記載から開示を求める保有
個人情報と開示を求めている保有個人情報を識別できるものとは認められな
い。

イ したがって、本件開示請求には、開示を求める保有個人情報の不特定という形
式上の不備が認められることから、本来は、処分庁は形式上の不備により不開示
とすべきものであったと認められる。

ウ 以上のことからすれば、処分庁が本件開示請求について不開示としたことは、
処分庁の請求内容 1 に係る権利濫用の主張及び請求内容 2 の補正非応答の主張に
ついて検討するまでもなく、結論において妥当である。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するものであるが、これら審査請求人の主張は、
当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「5 審議会の結論」のとおり判断する。

別記

①別紙の行政文書（文書番号 16 及び 17 を除く）

②①以外のもので、私が苦情・意見・要望をした文書及び処理経過・結果がわかる文書
母親の交通死亡事故に関するもの

平成 29 年 1 月以降に作成したものに限り

A 署で保管のもの

別紙 略